

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京都担当部会)

平成 31 年 3 月 11 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800331号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800136号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における平成21年8月1日から平成23年9月1日までの期間及び平成24年8月1日から平成27年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成21年8月から平成23年8月までの標準報酬月額については36万円から38万円、平成24年8月から平成27年8月までの標準報酬月額については34万円から38万円とする。

平成21年8月から平成23年8月まで及び平成24年8月から平成27年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年8月から平成23年8月まで及び平成24年8月から平成27年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成21年6月22日から同年8月1日までの期間、平成22年9月1日から平成23年9月1日までの期間及び平成24年8月1日から平成26年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成21年6月及び同年7月の標準報酬月額については36万円から38万円、平成22年9月から平成23年8月までの標準報酬月額については47万円、平成24年8月の標準報酬月額については44万円、平成24年9月から平成26年8月までの標準報酬月額については41万円とする。

平成21年6月及び同年7月、平成22年9月から平成23年8月まで及び平成24年8月から平成26年8月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額(平成22年9月から平成23年8月まで及び平成24年8月から平成26年8月までは38万円)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年6月22日から平成23年9月1日まで  
② 平成24年8月1日から平成27年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が実際の給与額と異なっている。給与明細書等を提出するので、請求期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成21年8月1日から平成23年9月1日までの期間及び請求期間②について、請求者から提出された給与明細書（以下「給与明細書」という。）及びA社から提出された請求者の当該期間に係る源泉徴収簿及び賃金台帳（以下「源泉徴収簿等」という。）により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成21年8月1日から平成23年9月1日までの期間及び平成24年8月1日から平成27年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書及び源泉徴収簿等により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成21年8月から平成23年8月まで及び平成24年8月から平成27年8月までは38万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは平成21年8月から平成23年8月まで及び平成24年8月から平成27年8月までに係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られないが、A社に係る商業登記簿謄本により確認できる取締役の一人は、当該期間に係る届出について、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対して誤った届出を行ったことを認めており、当該期間に係る保険料についてはオンライン記録により確認できる標準報酬月額に基づく保険料を納付した旨陳述していることから、社会保険事務所は、請求者の平成21年8月から平成23年8月まで及び平成24年8月から平成27年8月までに係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①のうち、平成21年6月22日から同年8月1日までの期間及び平成22年9月1日から平成23年9月1日までの期間並びに請求期間②のうち、平成24年8月1日から平成26年9月1日までの期間について、給与明細書及び源泉徴収簿等により確認できる請求者に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが確認できることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額を平成21年6月及び同年7月は38万円、平成22年9月から平成23年8月までは47万円、平成24年8月は44万円、平成24年9月から平成26年8月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間の訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額（平成22年9月から平成23年8月まで及び平成24年8月から平成26年8月までは38万円）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800346号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800137号

## 第1 結論

請求者のA社における平成27年9月1日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成27年9月及び同年10月の標準報酬月額については、41万円から44万円とする。

平成27年9月及び同年10月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年9月及び同年10月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年9月1日から同年11月1日まで

事業主は、厚生年金保険の制度を理解せずに長期に渡り、標準報酬月額に係る届出を提出していなかった。その後、請求期間に係る平成27年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出したが、年金の給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成27年1月分から同年12月分までの給与明細表により、請求期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細表により確認できる本来の報酬月額から44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年9月及び同年10月について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年12月26日に提出し、訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成27年9月1日から同年11月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。